ソフトウェア使用許諾契約書

ソフトウェア使用許諾契約書は、お客様が適法に使用許諾を受けたことの証となりますので、大切に 保管してください。

第1条 適用範囲

以下の条項は、お客様が使用許諾契約書とともに入手された株式会社ワイズ(以下「ワイズ」といいます)のソフトウェア(以下「本ソフトウェア」)及び、本ソフトウェアに関するマニュアルその他の関連資料(以下「マニュアル等」)で構成される本ソフトウェアに関して適用します。本ソフトウェアの著作権はマニュアル等に記載されており、著作権法により保護されています。お客様が以下の条項を遵守することを条件に、お客様の本ソフトウェアの使用を許諾いたします。

2. 本ソフトウェアの名称である「Photo Manager AI」はワイズの登録商標であり、ワイズがこれを独占的に使用する権利を有します。

第2条 使用権

- 1. 本ソフトウェアは、ワイズが定める特定期間のライセンスインストールおよび使用を許諾する(以下「サブスクリプション」といいます)製品です。
- 2. お客様は、サブスクリプション期間内において本ソフトウェアを、1 ライセンスにつき特定の 1 台のコンピュータにて使用することができます。

第3条 禁止事項

お客様又はお客様に関係する第三者が、以下の行為を行うことを禁止いたします。

- 1. 本ソフトウェアを用いてお客様が第三者の工事写真データの整理業務(振り分け、施工管理情報入力、及び写真帳作成等)を受託し報酬を受け取る行為
- 2. 本ソフトウェア及びマニュアル等の全部又は一部の再配布・再使用許諾・公衆送信(送信可能化を含む)・貸与・譲渡・レンタル・疑似レンタル行為・中古品取引。
- 3. 許諾した本ソフトウェアのライセンス数を超えてコンピュータへのインストールすること、並びに 使用すること
- 4. 本ソフトウェアのプログラムコードの改変あるいはリバースエンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイル等。
- 5. 弊社がお客様に提供する顧客や製品の識別情報(ユーザーID、ライセンスキー等)の第三者への開示・提供。
- 6. 権利保護を目的として本ソフトウェアに予め設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、又は前記方法を用いて本ソフトウェアを複製、翻案、使用すること。
 - 7. 本契約に反する本ソフトウェアの複製及び使用。

第4条 支払

1. 本ソフトウェアが、ワイズが定めるデモ、無償、フリーの種類に属さない場合は、お客様は、本ソ

フトウェアの使用にあたりワイズが定めた金額をご注文時または商品と引き換えに支払うものとします。 ただし、ワイズとお客様との間で別途売買契約を締結している場合はこの限りではありません。

2. 本ソフトウェアが、デモ・無償・フリーの種類に属するとワイズが定めた場合、お客様は本ソフトウェアを使用するあたり、金銭支払の義務は生じません。ただし、ワイズが、ユーザー登録等の金銭支払以外の条件を掲示している場合は、お客様はこれを行わなければなりません。

第5条 保証の範囲および免責事項

- 1. 本ソフトウェア及びマニュアル等に物理的な欠陥・乱丁・落丁があった場合は、お客様が本ソフトウェアを購入された日から 90 日以内に限り、その程度に応じて弊社の判断に基づき、交換または代金返還をいたします。
- 2. 法律上の請求の原因の種類を問わず、ワイズは、本ソフトウェアの使用または使用不能から生ずるいかなる損害に関しても、一切責任を負わないものとします。
- 3. お客様が、本ソフトウェアの正規ユーザーとしてのお客様が受信可能なメールアドレスを登録された場合に限り、本ソフトウェアの誤り(バグ)を修正したときには、修正したソフトウェアまたはそれに関する情報をお客様に提供いたします。但し、修正したソフトウェアまたはそれに関する情報を提供することの要否・時期についてはワイズにて定めさせていただきます。
- 4. 本ソフトウェアが機能限定又は試用期間が指定されたトライアル(デモ)製品である場合、本条第1項及び第3項については適用の対象外であり、ワイズはトライアル(デモ)製品に対して一切の保証及びサポートを行いません。
- 5. 本ソフトウェアのご使用により作成されたデータに破損・消失などが発生しても、ワイズは一切責任を負わないものとします。データのバックアップなどは、お客様の自身の責任において実施していただくものとします。

第6条 契約解除条項

お客様に下記の事由が発生したときは、弊社はお客様に対し、催告を要せず本契約を解除することができます。この場合においてお客様は期限の利益を喪失し、かつ本契約は終了します。

- 1. 第3条に定める禁止事項の行為を行ったとき。
- 2. 使用料を期限迄に支払わないとき。
- 3. 破産、特別清算、会社更生、民事再生、個人再生、特定調停の申立のあったとき、又は支払停止があったとき。
 - 4. 本製品に関する弊社の著作権その他の権利を侵害し、又は弊社への権利の帰属を争ったとき。

第7条 契約期間

- 1. 本契約は、お客様が本ソフトウェアを受領した日から発効します。受領日は証票により確認するものとします。
- 2. 本契約は、サブスクリプション有効期間内において有効です。但し、お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、本契約は自動的に終了します。
 - 3. 本契約が終了した場合ワイズはお客様のライセンスを直ちに無効化します。

4. 本契約が終了した場合でも、本契約中の第3条から第8条の効力は有効に存続するものとします。

第8条 一般条項

- 1. 本契約は日本国法を準拠法とし、本契約に関する訴訟は、ワイズの所在地を管轄する長野地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 2. お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、著作権法、輸出規制関連法を含む法令を遵守するものとします。

第9条 附則

2020年2月10日 制定・施行

以上